

さいたま市告示第 1705 号

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年さいたま市条例第 42 号）第 3 条第 6 項及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年さいたま市規則第 44 号）第 2 条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 11 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり 7 件

2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり 5 件

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

個人情報取扱事務一覧(令和7年9月1日～令和7年10月31日受付分)

整理番号	種別	事務番号	事務の名称	担当課
1	開始	3119	「体感型防災アトラクション」及び「体感型防災アトラクションリモート版」運営管理事務	見沼区総務課
2	開始	3120	情報取得・意思疎通支援に関する講座の開催事務	障害政策課
3	開始	3121	居住安定援助賃貸住宅認定事務	住宅政策課
4	開始	3122	さいたま市居住支援協議会関係事務	住宅政策課
5	開始	3123	さいたま市消防水利整備基準等改定検討会委員委嘱事務	消防施設課
6	開始	3124	保育所等の職員による虐待通報に関する事務	幼児政策課
7	開始	3125	アーバンスポーツができる場所の整備等に関するアンケート調査業務	スポーツ政策室
1	変更	189	児童手当事務	子育て支援課
2	変更	1849	人口動態調査事務	保健所管理課
3	変更	3084	スマートメーター実証実験に係る事務	営業課
4	変更	2514	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅に係る補助制度	住宅政策課
5	変更	2763	地籍調査事業	都市総務課

個人情報取扱事務開始届出書

令和7年9月18日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	「体感型防災アトラクション®」及び「体感型防災アトラクション®」リモート版」運営管理事務			事務番号	3119
担当課名	見沼区役所 区民生活部 総務課				
事務の目的及び概要	見沼区の将来像である「4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち」「(1)区民、事業者、行政との協働による水害や地震を想定した区独自の災害対策の推進」を実現するため、会場で開催する「体感型防災アトラクション®」、オンラインで開催する「体感型防災アトラクション®」リモート版」参加申込者の個人情報を収集するもの。				
事務開始日	令和7年10月1日		事務開始届出日	令和7年9月18日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			個人情報消去(予定)日		
対象者の範囲	参加申込者			対象者数	950人
事務区分	☒ 固有 ☐ 共通				
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☐ 識別番号等 ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 住所 ☒ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☒ 容姿 ☒ 写真・肖像 ☐ その他	☐ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☐ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和7年9月24日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称		情報取得・意思疎通支援に関する講座の開催事務		事務番号	3120
担当課名		福祉局 障害福祉部 障害政策課			
事務の目的及び概要		視覚障害者またはその支援者を対象とした情報取得・意思疎通支援に関する講座を開催し、参加者の募集・受付を行う。また、講師の選定、依頼などを行う。			
事務開始日		令和6年5月1日	事務開始届出日	令和7年9月24日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			個人情報消去（予定）日		
対象者の範囲		講座の参加者、講師		対象者数	50人
事務区分		☒ 固有 ☐ 共通			
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的 取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☐ 識別番号等 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号等 ☐ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☐ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮 個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☒ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の 経常的な 利用先又は 提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和7年9月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	居住安定援助賃貸住宅認定事務		事務番号	3121	
担当課名	建設局 建築部 住宅政策課				
事務の目的及び概要	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、居住支援法人等の援助実施者が入居中サポートを行う賃貸住宅を認定するもの。				
事務開始日	令和7年10月1日		事務開始届出日	令和7年9月30日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			個人情報消去(予定)日		
対象者の範囲	認定住宅の所有者、転貸人等		対象者数	100人	
事務区分	☐ 固有 ☒ 共通				
事務を共通して実施する課名	高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、子育て支援課				
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☐ 識別番号等 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☒ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☐ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☐ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和7年9月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市居住支援協議会関係事務		事務番号	3122	
担当課名	建設局 建築部 住宅政策課				
事務の目的及び概要	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきさいたま市居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、入居者の居住の安定確保その他目的達成のために必要な事業を行う。				
事務開始日	令和1年8月30日		事務開始届出日	令和7年9月30日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			個人情報消去(予定)日		
対象者の範囲	さいたま市居住支援協議会事業への相談者		対象者数	100人	
事務区分	☐ 固有 ☒ 共通				
事務を共通して実施する課名	人権政策・男女共同参画課、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、いきいき長寿推進課、子育て支援課、観光国際課				
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☐ 識別番号等 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☒ 所得・収入 ☒ 資産状況 ☐ 取引状況 ☒ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☒ 家族状況 ☒ 親族・続柄 ☒ 婚姻 ☒ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☒ 障害 ☒ 人種 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☒ 犯罪等に関する事項 ☐ 社会的差別事項				
利用目的外の経常的な利用先又は提供先	【他の官公庁・民間・私人への提供】さいたま市居住支援協議会会員、埼玉県指定住宅確保要配慮者居住支援法人等				
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和7年10月1日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市消防水利整備基準等改定検討会委員委嘱事務		事務番号	3123	
担当課名	消防局 総務部 消防施設課				
事務の目的及び概要	さいたま市消防水利整備基準等改定検討会設置要綱に基づく委員の任命及びこれに付随する事務を行う。				
事務開始日	令和6年7月30日		事務開始届出日	令和7年10月1日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			個人情報消去(予定)日		
対象者の範囲	さいたま市消防水利整備基準等改定検討会委員		対象者数	5人	
事務区分	☒ 固有 ☐ 共通				
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的 取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☒ 識別番号等 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☒ 職業・職歴 ☒ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☒ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☐ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☒ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☐ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和7年10月17日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	保育所等の職員による虐待通報に関する事務			事務番号	3124
担当課名	子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課				
事務の目的及び概要	児童福祉法の規定に基づき、保育所等の職員による虐待通報に関する業務(通報への対応、事実確認等)を行う。必要に応じて関係機関と情報を共有する。				
事務開始日	令和7年10月1日	事務開始届出日	令和7年10月17日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		個人情報消去(予定)日			
対象者の範囲	通報者、児童、施設職員		対象者数	15人	
事務区分	☐ 固有 ☒ 共通				
事務を共通して実施する課名	子ども・青少年政策課、子育て支援課、放課後児童課、保育課、保育施設支援課				
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	■ 識別番号等 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 住所 ■ 電話番号等 ■ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他 【その他の内容】	☐ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 地位 ■ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	■ 体格・体力 ■ 運動能力 ■ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	■ 家族状況 ■ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項 ■ 障害 ■ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項				
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考	個人情報の提供先関係機関:埼玉県学事課(幼稚園部分)				

個人情報取扱事務開始届出書

令和7年10月21日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	アーバンスポーツができる場所の整備等に関するアンケート調査業務			事務番号	3125
担当課名	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室				
事務の目的及び概要	アーバンスポーツができる場所の整備等に関し、アンケート調査を実施する。必要に応じて、本人に対し、メールで連絡や案内等を行う。				
事務開始日	令和7年10月21日		事務開始届出日	令和7年10月21日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			個人情報消去(予定)日		
対象者の範囲	アンケート回答者			対象者数	50人
事務区分	☒ 固有 ☐ 共通				
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☐ 識別番号等 ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 住所 ☒ 電話番号等 ☐ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☐ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☐ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考					

個人情報取扱事務変更届出書

令和7年9月3日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	児童手当事務		事務番号	189	
担当課名	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課				
事務の目的及び概要	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、児童手当法の規定に基づき、高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和7年8月29日	事務変更届出日	令和7年9月3日		
事務廃止日		個人情報消去(予定)日			
対象者の範囲	住民基本台帳上の高校生年代までの児童の扶養者及びその児童、別居監護児童		対象者数	386,000人	
事務区分	☐ 固有 ☒ 共通				
事務を共通して実施する課名	各区支援課(申請受付・認定)、収納対策課(債権回収に関する部分)				
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☒ 識別番号等 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☒ 本籍・国籍 ☒ 印影 ☒ その他	☐ 学業・学歴 ☒ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☒ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☒ 公的扶助受給 ☒ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☒ 家族状況 ☒ 親族・続柄 ☒ 婚姻 ☒ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☒ その他
	【その他の内容】 基本的事項その他:在留期間・年金加入状況／生活事項その他:虐待・DV等				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☐ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の経常的な利用先又は提供先	【同じ実施機関内での利用】子育て支援課(事務番号1858「ハローエンゼル訪問事務」)、事務番号3118「子育て世帯への応援給付金給付事業」、保育課(事務番号186「保育料認定徴収事務」、子ども家庭総合センター総務課(事務番号2640「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認事務」、南部児童相談所(事務番号1666「児童相談事務」) 【他の官公庁・民間・私人への提供】警視庁				
備考	令和7年8月29日 制度改正に伴い、事務の目的及び概要、対象者の範囲、対象者数を変更。また、同じ実施機関内での利用先の増加により、利用目的外の経常的な利用先又は提供先を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和7年9月2日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	人口動態調査事務		事務番号	1849	
担当課名	保健衛生局 保健所 保健所管理課				
事務の目的及び概要	人口動態調査令等に基づく人口動態調査を実施するに当たり、人口動態調査票を審査し、県へ提出する。出生小票、死亡小票、死産届を管理し、人口動態調査令施行細則第7条に基づき保健所の運営資料として利用する。				
事務開始日	平成14年4月1日	事務開始届出日	平成19年11月7日		
事務変更日	令和7年4月1日	事務変更届出日	令和7年9月2日		
事務廃止日		個人情報消去(予定)日			
対象者の範囲	戸籍届出人(出生、死亡、婚姻、離婚)、死産届届出人		対象者数	30,000人	
事務区分	☒ 固有 ☐ 共通				
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☐ 識別番号等 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☐ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☒ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☒ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☒ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☒ 家族状況 ☒ 親族・続柄 ☒ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 障害 ☐ 人種 ☒ 病歴・健康診断結果等 ☐ 犯罪等に関する事項 ☐ 社会的差別事項				
利用目的外の経常的な利用先又は提供先	【同じ実施機関内での利用】母子保健課(事務番号49「母子保健事業」)、事務番号2950「出産・子育て応援事業」)、感染症対策課(事務番号1685「感染症予防事務」) 【他の官公庁・民間・私人への提供】農林水産省生産局、埼玉県(保健医療部疾病対策課)、公益財団法人放射線影響研究所				
備考	令和7年4月1日、当該事業の制度化により利用目的外の経常的な利用先又は提供先を追加。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和7年9月29日

さいたま市長 様

水道事業管理者

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	スマートメーター実証実験に係る事務			事務番号	3084
担当課名	水道局 業務部 営業課				
事務の目的及び概要	本市水道事業の将来の課題解決のために、水道スマートメーター検針を通じて、実用化に向けたスマートメーターの有効性の検証、市民サービスの向上に向けた取り組みの検討等を行う。実証実験に参加する水道使用者に、スマートメーターから収集した検針結果、異常水量検知時のアラーム発報等をさいたま市水道局アプリ及びメールを通じて通知する。				
事務開始日	令和6年1月15日	事務開始届出日	令和7年3月13日		
事務変更日	令和7年9月29日	事務変更届出日	令和7年9月29日		
事務廃止日		個人情報消去(予定)日			
対象者の範囲	さいたま版スマートメーター実証プロジェクトに係るスマートメーター実証実験への参加に同意した者		対象者数	100人	
事務区分	☒ 固有 ☐ 共通				
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的 取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☒ 識別番号等 ☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号等 ☐ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☒ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☒ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☒ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☒ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☒ 意見・要望 ☒ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】 基本的事項その他:メールアドレス				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 障害 ☐ 人種 ☒ 病歴・健康診断結果等 ☐ 犯罪等に関する事項 ☐ 社会的差別事項				
利用目的外の経常的な利用先又は提供先	【他の官公庁・民間・私人への提供】一般財団法人埼玉水道サービス公社				
備考	令和7年9月29日 実証実験参加者の一部(65歳以上の高齢者世帯に居住する者)に対し、フレイル検知等のレポート通知を実施する際に事前アンケートを行うため、個人情報の項目(一般的取扱情報、要配慮個人情報)を変更。 また、さいたま市水道局アプリにてレポート通知を行う際に、一般財団法人埼玉水道サービス公社に通知先の①氏名、②識別番号等を提供するため、備考欄を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和7年9月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅に係る補助制度			事務番号	2514
担当課名	建設局 建築部 住宅政策課				
事務の目的及び概要	住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅に入居するにあたり、収入が一定基準以下の者に対して、家賃債務保証料等、住替え費用の一部を補助する制度				
事務開始日	平成30年5月1日	事務開始届出日	平成30年4月27日		
事務変更日	令和7年10月1日	事務変更届出日	令和7年9月30日		
事務廃止日		個人情報消去(予定)日			
対象者の範囲	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅の入居者のうち当該補助を受ける者		対象者数	25人	
事務区分	☒ 固有 ☐ 共通				
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的 取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☒ 識別番号等 ☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 住所 ☐ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☒ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☒ 家族状況 ☒ 親族・続柄 ☒ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☐ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考	令和7年10月1日 要綱の一部改正に伴い、事務の名称、事務の目的及び概要、対象者の範囲、一般的取扱情報を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和7年10月30日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	地籍調査事業		事務番号	2763	
担当課名	都市局 都市計画部 都市総務課				
事務の目的及び概要	地籍調査における土地所有者等の調査及び地籍境界調査票の管理を行う。				
事務開始日	令和2年10月14日	事務開始届出日	令和3年3月23日		
事務変更日	令和7年4月1日	事務変更届出日	令和7年10月30日		
事務廃止日			個人情報消去(予定)日		
対象者の範囲	浦和区針ヶ谷1丁目、2丁目及び領家6丁目に土地を所有する者		対象者数	1,500人	
事務区分	☒ 固有 ☐ 共通				
事務を共通して実施する課名					
個人情報の項目					
一般的 取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	☐ 識別番号等 ☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 住所 ☐ 電話番号等 ☒ 生年月日等 ☒ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 表彰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☒ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☐ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他
	【その他の内容】				
要配慮個人情報	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 犯罪等に関する事項		☐ 障害 ☐ 病歴・健康診断結果等 ☐ 社会的差別事項		
利用目的外の経常的な利用先又は提供先					
備考	令和7年4月1日 地籍調査の対象地区全域(針ヶ谷地区)が完了するまで個人情報を取り扱うため、年度毎に対象の範囲を変更する。				